
宿泊約款

倉敷市自然の家

令和4年4月1日

倉敷かわせみとくすの木の森株式会社

宿泊約款

令和4年 4月 1日
倉敷市自然の家

(適用範囲)

第1条 当倉敷市自然の家(以下、当館)に宿泊しようとする場合の利用等は、この約款および倉敷市自然の家条例(以下、条例)、倉敷市自然の家条例施行規則(以下、規則)の定めるところによるものとし、この約款等に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

(宿泊申し込み等)

第2条 利用を希望する者は、利用できるかどうかを確認するため、事前予約をしていただきます。利用できる場合は、予約確定の連絡を差し上げますので、使用許可申請書と使用計画書をご提出ください。

なお、事前予約は当日までしていただけますが、次の場合には利用をお断りする場合があります。

- ・小中学校が山の学習で利用している場合
- ・施設が満室の場合
- ・他に宿泊利用者がいないため、宿直スタッフがいない場合
- ・その他

2. 予約確定の連絡を受けた者は、他の利用者と、使用する施設および体験メニューの調整をおこなうため、事前打ち合わせをしていただきます。その際、所定の使用許可申請書、ならびに食事数を記載した使用計画書を提出していただきます。なお、利用の3週間前までに事前打ち合わせができない場合は、使用する施設、体験メニュー等が制限されることがあります。(3週間前までに事前打ち合わせをお願いします。)

3. 利用者が提出した使用許可申請書に従い、当館より使用許可書を発行します。

4. 使用許可を受けた者が使用期日等を変更するとき、又は使用を取り消そうとするときは、所定の変更許可申請書又は使用取消届に使用許可書を添えて提出していただき、承認を受けていただきます。

5. 利用の7日前を過ぎてからの食事の申し込み、および当日の食事利用数が10食に満たない場合は、提供できない場合があります。また食事数の変更は、食事の内容により次のように期限が決まっています。

- ・通常の食事および弁当:2日前午前10時まで
- ・特別メニュー :7日前午前10時まで

* 上記の時間を過ぎてからの食事数変更はできません。

(利用規則の遵守)

第3条 利用者は、当館内においては、当館が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(客室の使用時間)

第4条 利用者が当館の客室を使用できる時間は、宿泊室は午後2時から翌朝10時まで、テントサイトは午前11時～翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

(営業時間)

第5条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。

(1) 受付事務所等のサービス時間:

イ.門限 22:00

ロ.受付事務所 8:30～22:00

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食 7:30～8:30(冬期 8:00～9:00)

ロ.昼食 12:00～13:00

ハ.夕食 17:30～18:30

ニ.その他の飲食等 応相談

(3) 附帯サービス施設時間: 9:00～21:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(宿泊利用料等の支払い)

第6条 利用者が支払うべき宿泊利用料等は、使用許可時の内容に基づいて別表第1に掲げるところにより算出される金額となります。ただし、その後人数や材料の数量に変更があり、所定の変更許可申請書を提出している場合には、変更された数に従って算出します。

2. 前項の宿泊利用料等の支払いは、振込用紙、通貨又は当館が認めた電子マネー、クレジットカード等これに代わり得る方法により、使用許可書の発行時に行っていただきます。ただし、使用許可申請書の後納申請欄に必要事項を記入して提出されているものについては、利用料の後納をすることが出来ます。その場合、宿泊利用料、食事料金、体験メニュー料等は、利用の6日前までにお支払いいただきます。ただし、直前の申し込みや個別の理由等により、6日前までに支払いができない場合は、ご連絡いただいた上で入所当日までにお支払いください。なお、食事料金は、利用日の2日前(午前10時)以降の変更(減数)はできません。

(取消料金の支払い)

第7条 第2条第2項により取消した場合の取消料金は、使用許可時(変更があった場合は変更使用許可時)の宿泊利用料及び食事代に第2項又は第3項並びに第4項に掲げるそれぞれに係る割合を乗じて得たところの金額によります。

2. 前項の宿泊利用料に係る割合は、使用取消届を提出した時期により、以下のようになります。

ア 利用日の6日前までに提出したとき 0%

イ 利用日の前日までに提出したとき 30%

ウ 利用日当日に提出したとき、または取り消しの連絡なく、無断で使用を取り消したとき 100%

3. 第1項の食事代(朝・昼・夕)に係る割合は、使用取消届を提出した時期により、以下のようになります。

ア 利用日の2日前(午前10時)までに提出したとき 0%

イ 上記のア以降に提出したとき 100%

4. 第1項の食事代(特別メニュー)に係る割合は、使用取消届を提出した時期により、以下のようになります。

ア 利用日の7日前(午前10時)までに提出したとき 0%

イ 上記のア以降に提出したとき 100%

5. 前項の取消料金の支払いは、振込、通貨又は当館が認めた電子マネー、クレジットカード等これに代わり得る方法により、使用取消届提出後、7日以内におこなっていただきます。

なお、宿泊利用料等の全額を既納の場合は、既納額から取消料金相当額を差し引いた金額を返還します。

(当館の責任)

第8条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
3. 感染症拡大などによりやむを得ず利用をお断りする場合において、既納の宿泊利用料等は全額返還します。

(寄託物等の取扱い)

第9条 利用者が受付にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、利用者がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 利用者が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって受付にお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、利用者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(利用者の手荷物又は携帯品の保管)

第10条 利用者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、利用者がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 利用者がチェックアウトしたのち、利用者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における利用者の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第11条 利用者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(利用者の責任)

第 12 条 利用者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該利用者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第 13 条 別表第1 宿泊利用料等の内訳(第 6 条第 1 項関係)

| | | 内 訳 |
|-----------------|----------|---|
| 利用者が支払 うべき総額 | 宿泊 料金 | ① 宿泊利用料 |
| | 追加 料金 | ② 食事代(朝・昼・夕・特別メニュー) ③ 追加飲食(②に含まれるものを除く) ④ 体験メニュー料 |

備考1 宿泊利用料等は「倉敷市自然の家HP」に掲載する料金表によります。